

令和6年4月1日から 相続登記の申請が義務化されます

相続に関する 法律・制度のご紹介



不動産登記推進
イメージキャラクター
「トウキツネ」

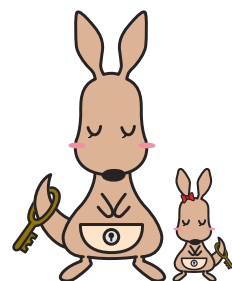
講座配信中

ユーチューブで
ご視聴頂けます



想いつなげる講座inぎふ

検索



遺言書ほかんガル

オープニング

相続登記の義務化・終活のススメ

岐阜地方法務局不動産登記部門 登記官 佐々木拓



テーマ 所有者不明土地問題の解決に向けて ～相続登記義務化などの法改正について～

岐阜県司法書士会 会長 大場武志



テーマ 公正証書遺言制度

岐阜公証人合同役場 公証人 松山佳弘



テーマ ご存知でしたか?3,900円の遺言書保管

岐阜地方法務局供託課 遺言書保管官 河村吉範



テーマ 法定相続情報証明制度 ～相続手続きがより速く!より便利に!しかも無料で!～

岐阜地方法務局不動産登記部門 事務官 加藤未那



テーマ 相続土地国庫帰属制度

岐阜地方法務局不動産登記部門 登記官 佐々木拓



テーマ 所有者不明で困らない/困らせない ～土地家屋調査士から見た民法の一部改正～

岐阜県土地家屋調査士会 副会長 高田和明



主催 岐阜地方法務局

共催 岐阜公証人会、岐阜県司法書士会、岐阜県土地家屋調査士会

問合せ先 岐阜地方法務局総務課

TEL.058-245-3182 岐阜市金竜町5丁目13番地(岐阜合同庁舎)

岐阜県司法書士会・岐阜県土地家屋調査士会からの

お知らせ

～相続・遺言に関する相談なら司法書士へ～

相続は誰もが経験する可能性のある法律問題です。

遺産の分け方や誰が相続人かといったことから、「遺言が残されている。」「遺産の中に借金がある。」「相続人に未成年者がいる。」等のケースまで、簡単なケースばかりではありません。

遺産の中に不動産があるときは登記が必要になります。また、将来の相続争いを避けるために遺言をしておくことが有益なこともあります。

司法書士は相続登記や家裁での手続き、遺言など専門性を発揮して的確にアドバイスいたします。

司法書士のご紹介、面談による無料相談をご希望の方は、司法書士総合相談センター 058-248-1715 へお電話下さい。

受付時間 平日 13:00～16:00 祝祭日、夏期休暇、年末年始を除く

岐阜県司法書士会

岐阜市金竜町5丁目10番地1
TEL.058-246-1568

司法書士は暮らしの法律家です。

所有者不明土地問題

この土地の
所有者が
誰か
分からない

これにより、

土地の円滑な利活用ができず、
土地の取引が阻害されたり、

この土地の
所有者の
居所が
分からない

公共事業や災害復興の妨げになったり、

土地の適正な管理がなされずに、周囲に悪影響を及ぼしたりします。

土地家屋調査士は、こういった問題の発生を予防し、
土地・建物の利用の円滑化に積極的に取り組んでいます。

岐阜県土地家屋調査士会

〒500-8115 岐阜市田端町1番地12
TEL.058-245-0033

月～金:
午前9時～午後5時